

旧親族法・旧相続法 (昭和22年法律第222号による改正前の民法第4編・第5編)

第4編 親族

第1章 総則

第725条 左に掲けたる者は之を親族とす

- 一 6親等内の血族
- 二 配偶者
- 三 3親等内の姻族

第726条 親等は親族間の世数を算して之を定む

傍系親の親等を定むるには其一人又は其配偶者より同始祖に遡り其始祖より他の一人に下るまでの世数に依る

第727条 養子と養親及び其血族との間に於ては養子縁組の日より血族間に於けると同一の親族関係を生ず

第728条 継父母と継子と又嫡母と庶子との間に於ては親子間に於けると同一の親族関係を生ず

第729条 姻族関係及び前条の親族関係は離婚に因りて止む

夫婦の一方が死亡したる場合に於て生存配偶者が其家を去りたる時亦同し

第730条 養子と養親及び其血族との親族関係は離縁に因りて止む

養親が養家を去りたる時は其者及び其実方の血族と養子との親族関係は之に因りて止む

養子の配偶者、直系卑属又は其配偶者が養子の離縁に因りて之と共に養家を去りたる時は其者と養親及び其血族との親族関係は之に因りて止む

第731条 第729条第2項及び前条第2項の規定は本家相続、分家及び廃絶家再興の場合には之を適用せず

第2章 戸主及び家族

第1節 総則

第732条 戸主の親族にして其家に在る者及び其配偶者は之を家族とす

戸主の変更ありたる場合に於ては旧戸主及び其家族は新戸主の家族とす

第733条 子は父の家に入る

父の知れざる子は母の家に入る

父母共に知れざる子は一家を創立す

第734条 父か子の出生前に離婚又は離縁に因りて其家を去りたるときは前条第1項の規定は懐胎の始に遡りて之を適用す

前項の規定は父母か共に其家を去りたる場合には之を適用せず。但母か子の出生前に復籍を為したるときは此限に在らず

第735条 家族の庶子及び私生子は戸主の同意あるに非されは其家に入ることを得ず

庶子か父の家に入ることを得るときは母の家に入る

私生子か母の家に入ることを得るときは一家を創立す

第736条 女戸主か入夫婚姻を為したるときは入夫は其家の戸主と為る。但当事者か婚姻の当時反対の意思を表示したるときは此限に在らず

第737条 戸主の親族にして他家に在る者は戸主の同意を得て其家族と為ることを得。但其者か他家の家族たるときは其家の戸主の同意を得ることを要す

前項に掲げたる者か未成年者なるときは親権を行ふ父若くは母又は後見人の同意を得ることを要す

(参考) 第3条 満20年を以て成年とする

第738条 婚姻又は養子縁組に因りて他家に入りたる者か其配偶者又は養親の親族に非ざる自己の親族を婚家又は養家の家族と為さんと欲するときは前条の規定に依る外其配偶者又は養親の同意を得ることを要す

婚家又は養家を去りたる者か其家に在る自己の直系卑属を自家の家族と為さんと欲するときは亦同じ

第739条 婚姻又は養子縁組に因りて他家に入りたる者は離婚又は離縁の場合に於て実家に復籍す

第740条 前条の規定に依りて実家に復籍すべき者か実家の廃絶に因りて復籍を為すこと能はざるときは一家を創立す。但実家を再興することを妨げず

第741条 婚姻又は養子縁組に因りて他家に入りたる者か更に婚姻又は養子縁組に因りて他家に入らんと欲するときは婚家又は養家及び実家の戸主の同意を得ることを要す

前項の場合に於て同意を為さざりし戸主は婚姻又は養子縁組の日より1年内に復籍を拒むことを得

第742条 離籍せられたる家族は一家を創立す。他家に入りたる後復籍を拒まれたる者か離婚又は離縁に因りて其家を去りたる時亦同し

第743条 家族は戸主の同意あるときは他家を相続し、分家を為し又は廃絶したる本家、分家、同家其他親族の家を再興することを得。但未成年者は親権を行ふ父若くは母又は後見人の同意を得ることを要す

家族か分家を為す場合に於ては戸主の同意を得て自己の直系卑属を分家の家族と為すことを得

前項の場合に於て直系卑属か満15年以上なるときは其同意を得ることを要す

第744条 法定の推定家督相続人は他家に入り又は一家を創立することを得ず。但本家相続の必要あるときは此限に在らず

前項の規定は第750条第2項の適用を妨げず

第745条 夫か他家に入り又は一家を創立したるときは妻は之に随ひて其家に入る

第2節 戸主及び家族の権利義務

第746条 戸主及び家族は其家の氏を称す

第747条 戸主は其家族に対して扶養の義務を負ふ

第748条 家族か自己の名に於て得たる財産は其特有財産とす

戸主又は家族の孰れに属するか分明ならざる財産は戸主の財産と推定す

第749条 家族は戸主の意に反して其居所を定むることを得ず

家族か前項の規定に違反して戸主の指定したる居所に在らざる間は戸主は之に対して扶養の義務を免る

前項の場合に於て戸主は相当の期間を定め其指定したる場所に居所を転すべき旨を催告することを得。若し家族か其催告に応せざるときは戸主は之を離籍することを得。但其家族か未成年者なるときは此限に在らず

第750条 家族か婚姻又は養子縁組を為すには戸主の同意を得ることを要す

家族か前項の規定に違反して婚姻又は養子縁組を為したるときは戸主は其婚姻又は養子縁組の日より1年内に離籍を為し又は復籍を拒むことを得

家族か養子を為したる場合に於て前項の規定に従ひ離籍せられたるときは其養子は養親に随ひて其家に入る

第751条 戸主か其権利を行ふこと能はざるときは親族会之を行ふ。但戸主に対して親権

を行ふ者又は後見人あるときは此限に在らず

第3節 戸主権の喪失

第752条 戸主は左に掲けたる条件の具備するに非されは隠居を為すことを得ず

- 一 満60年以上なること
- 二 完全の能力を有する家督相続人か相続の単純承認を為すこと

第753条 戸主か疾病、本家の相続又は再興其他已むことを得ざる事由に因りて爾後家政を執ること能はざるに至りたるときは前条の規定に拘はらず裁判所の許可を得て隠居を為すことを得。但法定の推定家督相続人あらざるときは予め家督相続人たるべき者を定め其承認を得ることを要す

第754条 戸主か婚姻に因りて他家に入らんと欲するときは前条の規定に従ひ隠居を為すことを得

戸主か隠居を為さずして婚姻に因り他家に入らんと欲する場合に於て戸籍吏か其届出を受理したるときは其戸主は婚姻の日に於て隠居を為したるものと看做す

第755条 女戸主は年齢に拘はらず隠居を為すことを得

有夫の女戸主か隠居を為すには其夫の同意を得ることを要す。但夫は正当の理由あるに非されは其同意を拒むことを得ず

第756条 無能力者か隠居を為すには其法定代理人の同意を得ることを要せず

第757条 隠居は隠居者及び其家督相続人より之を戸籍吏に届出つるに因りて其効力を生ず

第758条 隠居者の親族及び検事は隠居届出の日より3箇月内に第752条又は第753条の規定に違反したる隠居の取消を裁判所に請求することを得

女戸主か第755条第2項の規定に違反して隠居を為したるときは夫は前項の期間内に其取消を裁判所に請求することを得

第759条 隠居者又は家督相続人か詐欺又は強迫に因りて隠居の届出を為したるときは隠居者又は家督相続人は其詐欺を発見し又は強迫を免れたる時より1年以内に隠居の取消を裁判所に請求することを得。但追認を為したるときは此限に在らず

隠居者又は家督相続人か詐欺を発見せず又は強迫を免れざる間は其親族又は検事より隠居の取消を請求することを得。但其請求の後隠居者又は家督相続人か追認を為したるときは取消権は之に因りて消滅す

前2項の取消権は隠居届出の日より10年を経過したるときは時効に因りて消滅す

第760条 隠居の取消前に家督相続人の債権者と為りたる者は其取消に因りて戸主たる者に対して弁済の請求を為すことを得。但家督相続人に対する請求を妨げず

債権者か債権取得の当時隠居取消の原因の存することを知りたるときは家督相続人に対してのみ弁済の請求を為すことを得。家督相続人か家督相続前より負担せる債務及び其一身に専属する債務に付き亦同し

第761条 隠居又は入夫婚姻に因る戸主権の喪失は前戸主又は家督相続人より前戸主の債権者及び債務者に其通知を為すに非されは之を以て其債権者及び債務者に対抗することを得ず

第762条 新に家を立てたる者は其家を廃して他家に入ることを得

家督相続に因りて戸主と為りたる者は其家を廃することを得ず。但本家の相続又は再興其他正当の事由に因り裁判所の許可を得たるときは此限に在らず

第763条 戸主か適法に廃家して他家に入りたるときは其家族も亦其家に入る

第764条 戸主を失ひたる家に家督相続人なきときは絶家したるものとし其家族は各一家を創立す。但子は父に随ひ又父か知れざるとき、他家に在るとき若くは死亡したるときは母に随ひて其家に入る

前項の規定は第745条の適用を妨げず

第3章 婚姻

第1節 婚姻の成立

第1款 婚姻の要件

第765条 男は満17年女は満15年に至らされは婚姻を為すことを得ず

第766条 配偶者ある者は重ねて婚姻を為すことを得ず

第767条 女は前婚の解消又は取消の日より6箇月を経過したる後に非されは再婚を為すことを得ず

女か前婚の解消又は取消の前より懐胎したる場合に於ては其分娩の日より前項の規定を適用せず

第768条 姦通に因りて離婚又は刑の宣告を受けたる者は相姦者と婚姻を為すことを得ず

第769条 直系血族又は3親等内の傍系血族の間に於ては婚姻を為すことを得ず。但養子と養方の傍系血族との間は此限に在らず

第770条 直系姻族の間に於ては婚姻を為すことを得ず。第729条の規定に依り姻族関係か止みたる後亦同じ

第771条 養子、其配偶者、直系卑属又は其配偶者と養親又は其直系尊属との間に於ては第730条の規定に依り親族関係か止みたる後と雖も婚姻を為すことを得ず

第772条 子か婚姻を為すには其家に在る父母の同意を得ることを要す。但男か満30年女か満25年に達したる後は此限に在らず

父母の一方か知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又は其意思を表示すること能はざるときは他の一方の同意のみを以て足る

父母共に知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又は其意思を表示すること能はざるときは未成年者は其後見人及び親族会の同意を得ることを要す

第773条 継父母又は嫡母か子の婚姻に同意せざるときは子は親族会の同意を得て婚姻を為すことを得

第774条 禁治産者か婚姻を為すには其後見人の同意を得ることを要せず

第775条 婚姻は之を戸籍吏に届出つるに因りて其効力を生ず

前項の届出は当事者双方及び成年の証人2人以上より口頭にて又は署名したる書面を以て之を為すことを要す

第776条 戸籍吏は婚姻か第741条第1項、第744条第1項、第750条第1項、第754条第1項、第765条乃至第773条及び前条第2項の規定其他の法令に違反せざることを認めたる後に非されは其届出を受理することを得ず。但婚姻か第741条第1項又は第750条第1項の規定に違反する場合に於て戸籍吏か注意を為したるに拘はらず当事者か其届出を為さんと欲するときは此限に在らず

第777条 外国に在る日本人間に於て婚姻を為さんと欲するときは其国に駐在する日本の公使又は領事に其届出を為すことを得。此場合に於ては前2条の規定を準用す

第2款 婚姻の無効及び取消

第778条 婚姻は左の場合に限り無効とす

一 人違其他の事由に因り当事者間に婚姻を為す意思なきとき

二 当事者か婚姻の届出を為さざるとき。但其届出か第775条第2項に掲けたる条件を欠くに止まるときは婚姻は之か為めに其効力を妨げらるることなし

第779条 婚姻は後7条の規定に依るに非されは之を取消すことを得ず

第780条 第765条乃至第771条の規定に違反したる婚姻は各当事者、其戸主、親族又は検事より其取消を裁判所に請求することを得。但検事は当事者の一方が死亡したる後は之を請求することを得ず

第766条乃至第768条の規定に違反したる婚姻に付ては当事者の配偶者又は前配偶者も亦其取消を請求することを得

第781条 第765条の規定に違反したる婚姻は不適齡者か適齡に達したるときは其取消を請求することを得ず

不適齡者は適齡に達したる後尚ほ3箇月間其婚姻の取消を請求することを得。但適齡に達したる後追認を為したるときは此限に在らず

第782条 第767条の規定に違反したる婚姻は前婚の解消若くは取消の日より6箇月を経過し又は女が再婚後懐胎したるときは其取消を請求することを得ず

第783条 第772条の規定に違反したる婚姻は同意を為す権利を有せし者より其取消を裁判所に請求することを得。同意か詐欺又は強迫に因りたる時亦同し

第784条 前条の取消権は左の場合に於て消滅す

一 同意を為す権利を有せし者か婚姻ありたることを知りたる後又は詐欺を發見し若くは強迫を免れたる後6箇月を経過したるとき

二 同意を為す権利を有せし者か追認を為したるとき

三 婚姻届出の日より2年を経過したるとき

第785条 詐欺又は強迫に因りて婚姻したる者は其婚姻の取消を裁判所に請求することを得

前項の取消権は当事者か詐欺を發見し若くは強迫を免れたる後3箇月を経過し又は追認を為したるときは消滅す

第786条 婿養子縁組の場合に於ては各当事者は縁組の無効又は取消を理由として婚姻の取消を裁判所に請求することを得。但縁組の無効又は取消の請求に付帶して婚姻の取消を請求することを妨げず

前項の取消権は当事者か縁組の無効なること又は其取消ありたることを知りたる後3箇月を経過し又は其取消権を放棄したるときは消滅す

第787条 婚姻の取消は其効力を既往に及ぼさず

婚姻の当時其取消の原因の存することを知らざりし当事者か婚姻に因りて財産を得たるときは現に利益を受くる限度に於て其返還を為すことを要す

婚姻の当時其取消の原因の存することを知りたる当事者は婚姻に因りて得たる利益の全部を返還することを要す。尚ほ相手方が善意なりしときは之に対して損害賠償の責に任す

第2節 婚姻の効力

第788条 妻は婚姻に因りて夫の家に入る
入夫及び婿養子は妻の家に入る

第789条 妻は夫と同居する義務を負ふ
夫は妻をして同居を為さしむることを要す

第790条 夫婦は互に扶養を為す義務を負ふ

第791条 妻か未成年者なるときは成年の夫は其後見人の職務を行ふ

第792条 夫婦間に於て契約を為したるときは其契約は婚姻中何時にても夫婦の一方より之を取消すことを得。但第三者の権利を害することを得ず

第3節 夫婦財産制

第1款 総則

第793条 夫婦か婚姻の届出前に其財産に付き別段の契約を為さざりしときは其財産関係は次款に定むる所に依る

第794条 夫婦か法定財産制に異なりたる契約を為したるときは婚姻の届出までに其登記を為すに非されは之を以て夫婦の承継人及び第三者に対抗することを得ず

第795条 外国人か夫の本国の法定財産制に異なりたる契約を為したる場合に於て婚姻の後日本の国籍を取得し又は日本に住所を定めたるときは1年内に其契約を登記するに非されは日本に於ては之を以て夫婦の承継人及び第三者に対抗することを得ず

第796条 夫婦の財産関係は婚姻届出の後は之を変更することを得ず

夫婦の一方か他の一方の財産を管理する場合に於て管理の失当に因り其財産を危くしたるときは他の一方は自ら其管理を為さんことを裁判所に請求することを得

共有財産に付ては前項の請求と共に其分割を請求することを得

第797条 前条の規定又は契約の結果に依り管理者を変更し又は共有財産の分割を為したるときは其登記を為すに非されは之を以て夫婦の承継人及び第三者に対抗することを得ず

第2款 法定財産制

第798条 夫は婚姻より生ずる一切の費用を負担す。但妻か戸主たるときは妻之を負担す
前項の規定は第790条及び第8章の規定の適用を妨げず

第799条 夫又は女戸主は用方に従ひ其配偶者の財産の使用及び収益を為す権利を有す
夫又は女戸主は其配偶者の財産の果実中より其債務の利息を払ふことを要す

第800条 第595条及び第598条の規定は前条の場合に之を準用す

第801条 夫は妻の財産を管理す
夫か妻の財産を管理すること能はざるときは妻自ら之を管理す

第802条 夫か妻の為に借財を為し、妻の財産を譲渡し、之を担保に供し又は第62条
の期間を超えて其賃貸を為すには妻の承諾を得ることを要す。但管理の目的を以て果実
を処分するは此限に在らず

第803条 夫か妻の財産を管理する場合に於て必要ありと認むるときは裁判所は妻の請求
に因り夫をして其財産の管理及び返還に付き相当の担保を供せしむることを得

第804条 日常の家事に付ては妻は夫の代理人と看做す
夫は前項の代理権の全部又は一部を否認することを得。但之を以て善意の第三者に対
抗することを得ず

第805条 夫か妻の財産を管理し又は妻か夫の代理を為す場合に於ては自己の為に
すると同一の注意を為すことを要す

第806条 第654条及び第655条の規定は夫か妻の財産を管理し又は妻か夫の代理を
為す場合に之を準用す

第807条 妻又は入夫か婚姻前より有せる財産及び婚姻中自己の名に於て得たる財産は
其特有財産とす
夫婦の孰れに属するか分明ならざる財産は夫又は女戸主の財産と推定す

第4節 離婚

第1款 協議上の離婚

第808条 夫婦は其協議を以て離婚を為すことを得

第809条 満25年に達せざる者か協議上の離婚を為すには第772条及び第773条の規定に依り其婚姻に付き同意を為す権利を有する者の同意を得ることを要す

第810条 第774条及び第775条の規定は協議上の離婚に之を準用す

第811条 戸籍吏は離婚か第775条第2項及び第89条の規定其他の法令に違反せざることを認めたる後に非されは其届出を受理することを得す

戸籍吏か前項の規定に違反して届出を受理したるときと雖も離婚は之か為めに其効力を妨げらるることなし

第812条 協議上の離婚を為したる者か其協議を以て子の監護を為すへき者を定めざるときは其監護は父に属す

父か離婚に因りて婚家を去りたる場合に於ては子の監護は母に属す

前2項の規定は監護の範囲外に於て父母の権利義務に変更を生ずることなし

第2款 裁判上の離婚

第813条 夫婦の一方は左の場合に限り離婚の訴を提起することを得

一 配偶者か重婚を為したるとき

二 妻か姦通を為したるとき

三 夫か姦通罪に因りて刑に処せられたるとき

四 配偶者か偽造、賄賂、猥褻、窃盜、強盜、詐欺取財、受寄財物費消、贓物に関する罪若くは刑法第175条第260条に掲けたる罪に因りて軽罪以上の刑に処せられ又は其他の罪に因りて重禁錮3年以上の刑に処せられたるとき

五 配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき

六 配偶者より悪意を以て遺棄せられたるとき

七 配偶者の直系尊属より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき

八 配偶者か自己の直系尊属に対して虐待を為し又は之に重大なる侮辱を加へたるとき

九 配偶者の生死か3年以上分明ならざるとき

十 婿養子縁組の場合に於て離縁ありたるとき又は養子か家女と婚姻を為したる場合に於て離縁若くは縁組の取消ありたるとき

第814条 前条第1号乃至第4号の場合に於て夫婦の一方か他の一方の行為に同意したるときは離婚の訴を提起することを得す

前条第1号乃至第7号の場合に於て夫婦の一方か他の一方又は其直系尊属の行為を宥恕したるとき亦同し

第815条 第813条第4号に掲けたる処刑の宣告を受けたる者は其配偶者に同一の事由あることを理由として離婚の訴を提起することを得す

第816条 第813条第1号乃至第8号の事由に因る離婚の訴は之を提起する権利を有する者か離婚の原因たる事実を知りたる時より1年を経過したる後は之を提起することを得ず。其事実発生の時より10年を経過したる後亦同し

第817条 第813条第9号の事由に因る離婚の訴は配偶者の生死か分明と為りたる後は之を提起することを得ず

第818条 第813条第10号の場合に於て離縁又は縁組取消の請求ありたるときは之に付帯して離婚の請求を為すことを得

第813条第10号の事由に因る離婚の訴は当事者か離縁又は縁組の取消ありたることを知りたる後3箇月を経過し又は離婚請求の権利を放棄したるときは之を提起することを得ず

第819条 第812条の規定は裁判上の離婚に之を準用す。但裁判所は子の利益の為め其監護に付き之に異なりたる処分を命ずることを得

第4章 親子

第1節 実子

第1款 嫡出子

第820条 妻か婚姻中に懐胎したる子は夫の子と推定す

婚姻成立の日より200日後又は婚姻の解消若くは取消の日より300日以内に生れたる子は婚姻中に懐胎したるものと推定す

第821条 第767条第1項の規定に違反して再婚を為したる女か分娩したる場合に於て前条の規定に依り其子の父を定むること能はざるときは裁判所之を定む

第822条 第820条の場合に於て夫は子の嫡出なることを否認することを得

第823条 前条の否認権は子又は其法定代理人に対する訴に依りて之を行ふ。但夫か子の法定代理人なるときは裁判所は特別代理人を選任することを要す

第824条 夫か子の出生後に於て其嫡出なることを承認したるときは其否認権を失ふ

第825条 否認の訴は夫か子の出生を知りたる時より1年内に之を提起することを要す

第826条 夫か未成年者なるときは前条の期間は其成年に達したる時より之を起算す。但夫か成年に達したる後に子の出生を知りたるときは此限に在らず

夫か禁治産者なるときは前条の期間は禁治産の取消ありたる後夫か子の出生を知りたる

時より之を起算す

第2款 庶子及び私生子

第827条 私生子は其父又は母に於て之を認知することを得
父か認知したる私生子は之を庶子とす

第828条 私生子の認知を為すには父又は母か無能力者なるときと雖も其法定代理人の
同意を得ることを要せず

第829条 私生子の認知は戸籍吏に届出つるに依りて之を為す
認知は遺言に依りても亦之を為すことを得

第830条 成年の私生子は其承諾あるに非されは之を認知することを得ず

第831条 父は胎内に在る子と雖も之を認知することを得。此場合に於ては母の承諾を得
ることを要す

父又は母は死亡したる子と雖も其直系卑属あるときに限り之を認知することを得。此場合
に於て其直系卑属か成年者なるときは其承諾を得ることを要す

第832条 認知は出生の時に遡りて其効力を生ず。但第三者か既に取得したる権利を害
することを不得す

第833条 認知を為したる父又は母は其認知を取消すことを得ず

第834条 子其他の利害関係人は認知に対して反対の事実を主張することを得

第835条 子、其直系卑属又は此等の者の法定代理人は父又は母に対して認知を求む
ることを得

第836条 庶子は其父母の婚姻に因りて嫡出子たる身分を取得す
婚姻中父母か認知したる子は其認知の時より嫡出子たる身分を取得す
前2項の規定は子か既に死亡したる場合に之を準用す

第2節 養子

第1款 縁組の要件

第837条 成年に達したる者は養子を為すことを得

第838条 尊属又は年長者は之を養子と為すことを得ず

第839条 法定の推定家督相続人たる男子ある者は男子を養子と為すことを得ず。但女壻と為す為めにする場合は此限に在らず

第840条 後見人は被後見人を養子と為すことを得ず。其任務が終了したる後未だ管理の計算を終はらざる間亦同し

第841条 配偶者ある者は其配偶者と共にするに非されは縁組を為すことを得ず
夫婦の一方か他の一方の子を養子と為すには他の一方の同意を得るを以て足る

第842条 前条第1項の場合に於て夫婦の一方か其意思を表示すること能はざるときは他の一方は双方の名義を以て縁組を為すことを得

第843条 養子と為へき者か15年未滿なるときは其家に在る父母之に代はりて縁組の承諾を為すことを得
継父母又は嫡母か前項の承諾を為すには親族会の同意を得ることを要す

第844条 成年の子か養子を為し又は滿15年以上の子か養子と為るには其家に在る父母の同意を得ることを要す

第845条 縁組又は婚姻に因りて他家に入りたる者か更に養子として他家に入らんと欲するときは実家に在る父母の同意を得ることを要す。但妻か夫に随ひて他家に入るは此限に在らず

第846条 第772条第2項及び第3項の規定は前3条の場合に之を準用す
第773条の規定は前2条の場合に之を準用す

第847条 第774条及び第775条の規定は縁組に之を準用す

第848条 養子を為さんと欲する者は遺言を以て其意思を表示することを得。此場合に於ては遺言執行者、養子と為るへき者又は第843条の規定に依り之に代はりて承諾を為したる者及び成年の証人2人以上より遺言か効力を生したる後遅滞なく縁組の届出を為すことを要す
前項の届出は養親の死亡の時に遡りて其効力を生す

第849条 戸籍吏は縁組か第741条第1項、第744条第1項、第750条第1項及び前12条の規定其他の法令に違反せざることを認めたる後に非されは其届出を受理することを得ず
第776条但書の規定は前項の場合に之を準用す

第850条 外国に在る日本人間に於て縁組を為さんと欲するときは其国に駐在する日本の公使又は領事に其届出を為すことを得。此場合に於ては第775条及び前2条の規定を準用す

第2款 縁組の無効及び取消

第851条 縁組は左の場合に限り無効とす

- 一 人違其他の事由に因り当事者間に縁組を為す意思なきとき
- 二 当事者か縁組の届出を為さざるとき。但其届出か第775条第2項及び第848条第1項に掲けたる条件を欠くに止まるときは縁組は之か為めに其効力を妨げらるることなし

第852条 縁組は後7条の規定に依るに非されは之を取消すことを得す

第853条 第837条の規定に違反したる縁組は養親又は其法定代理人より其取消を裁判所に請求することを得。但養親か成年に達したる後6箇月を経過し又は追認を為したるときは此限に在らず

第854条 第838条又は第839条の規定に違反したる縁組は各当事者、其戸主又は親族より其取消を裁判所に請求することを得

第855条 第840条の規定に違反したる縁組は養子又は其実方の親族より其取消を裁判所に請求することを得。但管理の計算か終はりたる後養子か追認を為し又は6箇月を経過したるときは此限に在らず

追認は養子か成年に達し又は能力を回復したる後之を為すに非されは其効なし

養子か成年に達せず又は能力を回復せざる間に管理の計算か終はりたる場合に於ては第1項但書の期間は養子か成年に達し又は能力を回復したる時より之を起算す

第856条 第841条の規定に違反したる縁組は同意を為さざりし配偶者より其取消を裁判所に請求することを得。但其配偶者か縁組ありたることを知りたる後6箇月を経過したるときは追認を為したるものと看做す

第857条 第844条乃至第846条の規定に違反したる縁組は同意を為す権利を有せし者より其取消を裁判所に請求することを得。同意か詐欺又は縁迫に因りたる時亦同し

第784条の規定は前項の場合に之を準用す

第858条 婿養子縁組の場合に於ては各当事者は婚姻の無効又は取消を理由として縁組の取消を裁判所に請求することを得。但婚姻の無効又は取消の請求に付帯して縁組の取消を請求することを妨げず

前項の取消権は当事者か婚姻の無効なること又は其取消ありたることを知りたる後6箇月

を経過し又は其取消権を放棄したるときは消滅す

第859条 第785条及び第787条の規定は縁組に之を準用す。但第785条第2項の期間は之を6箇月とす

第3款 縁組の効力

第860条 養子は縁組の日より養親の嫡出子たる身分を取得す

第861条 養子は縁組に因りて養親の家に入る

第4款 離縁

第862条 縁組の当事者は其協議を以て離縁を為すことを得

養子か15年未滿なるときは其離縁は養親と養子に代はりて縁組の承諾を為す権利を有する者との協議を以て之を為す

養親か死亡したる後養子か離縁を為さんと欲するときは戸主の同意を得て之を為すことを得

第863条 満25年に達せざる者か協議上の離縁を為すには第844条の規定に依り其縁組に付き同意を為す権利を有する者の同意を得ることを要す

第772条第2項、第3項及び第773条の規定は前項の場合に之を準用す

第864条 第774条及び第775条の規定は協議上の離縁に之を準用す

第865条 戸籍吏は離縁か第775条第2項、第862条及び第863条の規定其他の法令に違反せざることを認めたる後に非されは其届出を受理することを得す

戸籍吏か前項の規定に違反して届出を受理したるときと雖も離縁は之か為めに其効力を妨げらるることなし

第866条 縁組の当事者の一方は左の場合に限り離縁の訴を提起することを得

一 他的一方より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき

二 他的一方より悪意を以て遺棄せられたるとき

三 養親の直系尊属より虐待又は重大なる侮辱を受けたるとき

四 他的一方か重禁錮1年以上の刑に処せられたるとき

五 養子に家名を瀆し又は家産を傾くへき重大なる過失ありたるとき

六 養子か逃亡して3年以上復帰せざるとき

七 養子の生死か3年以上分明ならざるとき

八 他的一方か自己の直系尊属に対して虐待を為し又は之に重大なる侮辱を加へたるとき

九 婿養子縁組の場合に於て離婚ありたるとき又は養子か家女と婚姻を為したる場合に於て離婚若くは婚姻の取消ありたるとき

第867条 養子か満15年に達せざる間は其縁組に付き承諾権を有する者より離縁の訴を提起することを得

第843条第2項の規定は前項の場合に之を準用す

第868条 第866条第1号乃至第6号の場合に於て当事者の一方か他の一方又は其直系尊属の行為を宥恕したるときは離縁の訴を提起することを得す

第869条 第866条第4号の場合に於て当事者の一方か他の一方の行為に同意したるときは離縁の訴を提起することを得す

第866条第4号に掲げたる刑に処せられたる者は他の一方に同一の事由あることを理由として離縁の訴を提起することを得す

第870条 第866条第1号乃至第5号及び第8号の事由に因る離縁の訴は之を提起する権利を有する者か離縁の原因たる事実を知りたる時より1年を経過したる後は之を提起することを得す。其事実発生の時より10年を経過したる後亦同し

第871条 第866条第6号の事由に因る離縁の訴は養親か養子の復歸したることを知りたる時より1年を経過したる後は之を提起することを得す。其復歸の時より10年を経過したる後亦同し

第872条 第866条第7号の事由に因る離縁の訴は養子の生死か分明と為りたる後は之を提起することを得す

第873条 第866条第9号の場合に於て離婚又は婚姻取消の請求ありたるときは之に付帯して離縁の訴を為すことを得

第866条第9号の事由に因る離縁の訴は当事者か離婚又は婚姻の取消ありたることを知りたる後6箇月を経過し又は離縁請求の権利を放棄したるときは之を提起することを得す

第874条 養子か戸主と為りたる後は離縁を為すことを得す。但隠居を為したる後は此限に在らず

第875条 養子は離縁に因り其实家に於て有せし身分を回復す。但第三者か既に取得したる権利を害することを得す

第876条 夫婦か養子と為り又は養子か養親の他の養子と婚姻を為したる場合に於て妻か離縁に因りて養家を去るべきときは夫は其選択に従ひ離縁又は離婚を為すことを要す

第5章 親権

第1節 総則

第877条 子は其家に在る父の親権に服す。但独立の生計を立つる成年者は此限に在らず

父か知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又は親権を行ふこと能はざるときは家に在る母之を行ふ

第878条 継父、継母又は嫡母か親権を行ふ場合に於ては次章の規定を準用す

第2節 親権の効力

第879条 親権を行ふ父又は母は未成年の子の監護及び教育を為す権利を有し義務を負ふ

第880条 未成年の子は親権を行ふ父又は母か指定したる場所に其居所を定むることを要す。但第749条の適用を妨げず

第881条 未成年の子か兵役を出願するには親権を行ふ父又は母の許可を得ることを要す

第882条 親権を行ふ父又は母は必要なる範囲内に於て自ら其子を懲戒し又は裁判所の許可を得て之を懲戒場に入ることを得

子を懲戒場に入る期間は6箇月以下の範囲内に於て裁判所之を定む。但此期間は父又は母の請求に因り何時にても之を短縮することを得

第883条 未成年の子は親権を行ふ父又は母の許可を得るに非されは職業を営むことを得ず

父又は母は第6条第2項の場合に於ては前項の許可を取消し又は之を制限することを得

第884条 親権を行ふ父又は母は未成年の子の財産を管理し又其財産に関する法律行為に付き其子を代表す。但其子の行為を目的とする債務を生ずべき場合に於ては本人の同意を得ることを要す

第885条 未成年の子か其配偶者の財産を管理すべき場合に於ては親権を行ふ父又は母之に代はりて其財産を管理す

第886条 親権を行ふ母か未成年の子に代はりて左に掲げたる行為を為し又は子の之を為すことに同意するには親族会の同意を得ることを要す

- 一 営業を為すこと
- 二 借財又は保証を為すこと
- 三 不動産又は重要なる動産に関する権利の喪失を目的とする行為を為すこと
- 四 不動産又は重要なる動産に関する和解又は仲裁契約を為すこと
- 五 相続を放棄すること
- 六 贈与又は遺贈を拒絶すること

第887条 親権を行ふ母か前条の規定に違反して為し又は同意を与へたる行為は子又は法定代理人に於て之を取消すことを得。此場合に於ては第19条の規定を準用す

前項の規定は第21条乃至第26条の適用を妨げず

第888条 親権を行ふ父又は母と其未成年の子と利益相反する行為に付ては父又は母は其子の為めに特別代理人を選任することを親族会に請求することを要す

父又は母か数人の子に対して親権を行ふ場合に於て其一人と他の子との利益相反する行為に付ては其一方の為め前項の規定を準用す

第889条 親権を行ふ父又は母は自己の為にすると同一の注意を以て其管理権を行ふことを要す

母は親族会の同意を得て為したる行為に付ても其責を免るることを得す。但母に過失なかりしときは此限に在らず

第890条 子か成年に達したるときは親権を行ひたる父又は母は遅滞なく其管理の計算を為すことを要す。但其子の養育及び財産の管理の費用は其子の財産の収益と之を相殺したるものと看做す

第891条 前条但書の規定は無償にて子に財産を与ふる第三者か反対の意思を表示したるときは其財産に付ては之を適用せず

第892条 無償にて子に財産を与ふる第三者か親権を行ふ父又は母をして之を管理せしめざる意思を表示したるときは其財産は父又は母の管理に属せざるものとす

前項の場合に於て第三者か管理者を指定せざりしときは裁判所は子、其親族又は検事の請求に因り其管理者を選任す

第三者か管理者を指定せしときと雖も其管理者の権限か消滅し又は之を改任する必要がある場合に於て第三者か更に管理者を指定せざるとき亦同し

第27条乃至第29条の規定は前2項の場合に之を準用す

第893条 第654条及び第655条の規定は父又は母か子の財産を管理する場合及び前条の場合に之を準用す

第894条 親権を行ひたる父若くは母又は親族会員と其子との間に財産の管理に付て生

したる債権は其管理権消滅の時より5年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す
子か未だ成年に達せざる間に管理権か消滅したるときは前項の期間は其子か成年に達し又は後任の法定代理人か就職したる時より之を起算す

第895条 親権を行ふ父又は母は其未成年の子に代はりて戸主権及び親権を行ふ

第3節 親権の喪失

第896条 父又は母か親権を濫用し又は着しく不行跡なるときは裁判所は子の親族又は検事の請求に因り其親権の喪失を宣告することを得

第897条 親権を行ふ父又は母か管理の失当に因りて其子の財産を危くしたるときは裁判所は子の親族又は検事の請求に因り其管理権の喪失を宣告することを得
父か前項の宣告を受けたるときは管理権は家に在る母之を行ふ

第898条 前2条に定めたる原因か止みたるときは裁判所は本人又は其親族の請求に因り失権の宣告を取消すことを得

第899条 親権を行ふ母は財産の管理を辞することを得

第6章 後見

第1節 後見の開始

第900条 後見は左の場合に於て開始す
一 未成年者に対して親権を行ふ者なきとき又は親権を行ふ者か管理権を有せざるとき
二 禁治産の宣告ありたるとき

第2節 後見の機関

第1款 後見人

第901条 未成年者に対して最後に親権を行ふ者は遺言を以て後見人を指定することを得。但管理権を有せざる者は此限に在らず
親権を行ふ父の生前に於て母か予め財産の管理を辞したるときは父は前項の規定に依りて後見人の指定を為すことを得

第902条 親権を行ふ父又は母は禁治産者の後見人と為る
妻か禁治産の宣告を受けたるときは夫其後見人と為る夫か後見人たらざるときは前項の規定に依る

夫か禁治産の宣告を受けたるときは妻其後見人と為る妻か後見人たらさるとき又は夫か未成年者なるときは第1項の規定に依る

第903条 前2条の規定に依りて家族の後見人たる者あらさるときは戸主其後見人と為る

第904条 前3条の規定に依りて後見人たる者あらさるときは後見人は親族会之を選任す

第905条 母か財産の管理を辞し、後見人か其任務を辞し、親権を行ひたる父若くは母か家を去り又は戸主か隠居を為したるに因り後見人を選任する必要を生したるときは其父、母又は後見人は遅滞なく親族会を招集し又は其招集を裁判所に請求することを要す

第906条 後見人は1人たることを要す

第907条 後見人は婦女を除く外左の事由あるに非されは其任務を辞することを得す

- 一 軍人として現役に服すること
- 二 被後見人の住所の市又は郡以外に於て公務に従事すること
- 三 自己より先に後見人たるべき者に付き本条又は次条に掲けたる事由の存せし場合に於て其事由か消滅したること
- 四 禁治産者に付ては10年以上後見を為したること。但配偶者、直系血族及び戸主は此限に在らず
- 五 此他正当の事由

第908条 左に掲けたる者は後見人たることを得す

- 一 未成年者
- 二 禁治産者及び準禁治産者
- 三 剥奪公権者及び停止公権者
- 四 裁判所に於て免黜せられたる法定代理人又は保佐人
- 五 破産者
- 六 被後見人に対して訴訟を為し又は為したる者及び其配偶者並に直系血族
- 七 行方の知れざる者
- 八 裁判所に於て後見の任務に堪へざる事跡、不正の行為又は着しき不行跡ありと認めたる者

第909条 前7条の規定は保佐人に之を準用す

保佐人又は其代表する者と準禁治産者との利益相反する行為に付ては保佐人は臨時保佐人の選任を親族会に請求することを要す

第2款 後見監督人

第910条 後見人を指定することを得る者は遺言を以て後見監督人を指定することを得

第911条 前条の規定に依りて指定したる後見監督人なきときは法定後見人又は指定後見人は其事務に着手する前親族会の招集を裁判所に請求し後見監督人を選任せしむることを要す。若し之に違反したるときは親族会は其後見人を免職することを得
親族会に於て後見人を選任したるときは直ちに後見監督人を選任することを要す

第912条 後見人就職の後後見監督人の欠けたるときは後見人は遅滞なく親族会を招集し後見監督人を選任せしむることを要す。此場合に於ては前条第1項の規定を準用す

第913条 後見人の更迭ありたるときは親族会は後見監督人を改選することを要す。但前後見監督人を再選することを妨げず
新後見人か親族会に於て選任したる者に非さるときは後見監督人は遅滞なく親族会を招集し前項の規定に依りて改選を為さしむることを要す。若し之に違反したるときは後見人の行為に付き之と連帯して其責に任す

第914条 後見人の配偶者、直系血族又は兄弟姉妹は後見監督人たることを得ず

第915条 後見監督人の職務左の如し

- 一 後見人の事務を監督すること
- 二 後見人の欠けたる場合に於て遅滞なく其後任者の任務に就くことを促し若し後任者なきときは親族会を招集して其選任を為さしむること
- 三 急迫の事情ある場合に於て必要なる処分を為すこと
- 四 後見人又は其代表する者と被後見人との利益相反する行為に付き被後見人を代表すること

第916条 第644条、第907条及び第908条の規定は後見監督人に之を準用す

第3節 後見の事務

第917条 後見人は遅滞なく被後見人の財産の調査に着手し1箇月内に其調査を終はり且其目録を調製することを要す。但此期間は親族会に於て之を伸長することを得
財産の調査及び其目録の調製は後見監督人の立会を以て之を為すに非されは其効なし

後見人か前2項の規定に従ひ財産の目録を調製せざるときは親族会は之を免黜することを
を得

第918条 後見人は目録の調製を終はるまでは急迫の必要ある行為のみを為す権限を有す。但之を以て善意の第三者に対抗することを得ず

第919条 後見人か被後見人に対し債権を有し又は債務を負ふときは財産の調査に着手する前に之を後見監督人に申出つることを要す

後見人か被後見人に対し債権を有することを知りて之を申出てきたときは其債権を失ふ

後見人か被後見人に対し債務を負ふことを知りて之を申出てきたときは親族会は其後見人を免黜することを得

第920条 前3条の規定は後見人就職の後被後見人か包括財産を取得したる場合に之を準用す

第921条 未成年者の後見人は第879条乃至第883条及び第885条に定めたる事項につき親権を行ふ父又は母と同一の権利義務を有す。但親権を行ふ父又は母か定めたる教育の方法及び居所を変更し、未成年者を懲戒場に入れ、営業を許可し、其許可を取消し又は之を制限するには親族会の同意を得ることを要す

第922条 禁治産者の後見人は禁治産者の資力に応じて其療養看護を力むることを要す

禁治産者を瘋癲病院に入れ又は私宅に監置すると否とは親族会の同意を得て後見人之を定む

第923条 後見人は被後見人の財産を管理し又其財産に関する法律行為につき被後見人を代表す

第884条但書の規定は前項の場合に之を準用す

第924条 後見人は其就職の初に於て親族会の同意を得て被後見人の生活、教育又は療養看護及び財産の管理の爲め毎年費すべき金額を予定することを要す

前項の予定額は親族会の同意を得るに非されは之を変更することを得す。但已むことを得る場合に於て予定額を超ゆる金額を支出することを妨げす

第925条 親族会は後見人及び被後見人の資力其他の事情に依り被後見人の財産中より相当の報酬を後見人に与ふることを得。但後見人か被後見人の配偶者、直系血族又は戸主なるときは此限に在らず

第926条 後見人は親族会の同意を得て有給の財産管理者を使用することを得。但第6条の規定の適用を妨げす

第927条 親族会は後見人就職の初に於て後見人か被後見人の爲めに受取りたる金銭か何程の額に達せば之を寄託すべきかを定むることを要す

後見人か被後見人の爲めに受取りたる金銭か親族会の定めたる額に達するも相当の期間内に之を寄託せざるときは其法定利息を払ふことを要す

金銭を寄託すべき場所は親族会の同意を得て後見人之を定む

第928条 指定後見人及び選定後見人は毎年少くとも1回被後見人の財産の状況を親族会に報告することを要す

第929条 後見人か被後見人に代はりて営業若しくは第12条第1項に掲けたる行為を為し又は未成年者の之を為すことに同意するには親族会の同意を得ることを要す。但元本の領収に付ては此限に在らす

第930条 後見人か被後見人の財産又は被後見人に対する第三者の権利を譲受けたるときは被後見人は之を取消すことを得。此場合に於ては第19条の規定を準用す

第931条 後見人は親族会の同意を得るに非されは被後見人の財産を貸借することを得ず

第932条 後見人か其任務を曠くするときは親族会は臨時管理人を選任し後見人の責任を以て被後見人の財産を管理せしむることを得

(注)「曠」は「広」とほぼ同義

第933条 親族会は後見人をして被後見人の財産の管理及び返還に付き相当の担保を供せしむることを得

第934条 被後見人か戸主なるときは後見人は之に代はりて其権利を行ふ。但家族を離籍し、其復籍を拒み又は家族か分家を為し若しくは廢絶家を再興することに同意するには親族会の同意を得ることを要す

後見人は未成年者に代はりて親権を行ふ。但第917条乃至第921条及び前10条の規定を準用す

第935条 親権を行ふ者か管理権を有せざる場合に於ては後見人は財産に関する権限のみを有す

第936条 第644条、第887条、第889条第2項及び第892条の規定は後見人に之を準用す

第4節 後見の終了

第937条 後見人の任務が終了したるときは後見人又は其相続人は2箇月内に其管理の計算を為すことを要す。但此期間は親族会に於て之を伸長することを得

第938条 後見の計算は後見監督人の立会を以て之を為す

後見人の更迭ありたる場合に於ては後見の計算は親族会の認可を得ることを要す

第939条 未成年者か成年に達したる後後見の計算の終了前に其者と後見人又は其相続人との間に為したる契約は其者に於て之を取消すことを得。其者か後見人又は其相続人に対して為したる単独行為亦同し

第19条及び第21条乃至第26条の規定は前項の場合に之を準用す

第940条 後見人か被後見人に返還すべき金額及び被後見人か後見人に返還すべき金額には後見の計算終了の時より利息を付することを要す

後見人か自己の爲めに被後見人の金銭を消費したるときは其消費の時より之に利息を付することを要す。尚ほ損害ありたるときは其賠償の責に任す

第941条 第654条及び第655条の規定は後見に之を準用す

第942条 第894条に定めたる時効は後見人、後見監督人又は親族会員と被後見人との間に於て後見に関して生したる債権に之を準用す

前項の時効は第939条の規定に依りて法律行為を取消したる場合に於ては其取消の時より之を起算す

第943条 前条第1項の規定は保佐人又は親族会員と準禁治産者との間に之を準用す

第7章 親族会

第944条 本法其他の法令の規定に依り親族会を開くべき場合に於ては会議を要する事件の本人、戸主、親族、後見人、後見監督人、保佐人、検事又は利害関係人の請求に因り裁判所之を招集す

第945条 親族会員は3人以上とし親族其他本人又は其家に縁故ある者の中より裁判所之を選定す

後見人を指定することを得る者は遺言を以て親族会員を選定することを得

第946条 遠隔の地に居住する者其他正当の事由ある者は親族会員たることを辞することを得

後見人、後見監督人及び保佐人は親族会員たることを得ず

第98条の規定は親族会員に之を準用す

第947条 親族会の議事は会員の過半数を以て之を決す

会員は自己の利害に関する議事に付き表決の数に加はることを得ず

第948条 本人、戸主、家に在る父母、配偶者、本家並に分家の戸主、後見人、後見監督人及び保佐人は親族会に於て其意見を述ふことを得

親族会の招集は前項に掲けたる者に之を通知することを要す

第949条 無能力者のために設けたる親族会は其者の無能力の止むまで継続す此親族会は最初の招集の場合を除く外本人、其法定代理人、後見監督人、保佐人又は会員之を招集す

第950条 親族会に欠員を生したるときは会員は補欠員の選定を裁判所に請求することを要す

第951条 親族会の決議に対しては1箇月内に会員又は第944条に掲けたる者より其不服を裁判所に訴ふることを得

第952条 親族会が決議を為すこと能はざるときは会員は其決議に代はるべき裁判を為すことを裁判所に請求することを得

第953条 第644条の規定は親族会員に之を準用す

第8章 扶養の義務

第954条 直系血族及び兄弟姉妹は互に扶養を為す義務を負ふ

夫婦の一方と他の一方の直系尊属にして其家に在る者との間亦同じ

第955条 扶養の義務を負ふ者数人ある場合に於ては其義務を履行すべき者の順序左の如し

第一 配偶者

第二 直系卑属

第三 直系尊属

第四 戸主

第五 前条第2項に掲けたる者

第六 兄弟姉妹

直系卑属又は直系尊属の間に於ては其親等の最も近き者を先にす前条第2項に掲けたる直系尊属間亦同じ

第956条 同順位の扶養義務者数人あるときは各其資力に応じて其義務を分担す。但家に在る者と家に在らざる者との間に於ては家に在る者先つ扶養を為すことを要す

第957条 扶養を受くる権利を有する者数人ある場合に於て扶養義務者の資力か其全員を扶養するに足らざるときは扶養義務者は左の順序に従ひ扶養を為すことを要す

第一 直系尊属

第二 直系卑属

第三 配偶者

第四 第954条第2項に掲げたる者

第五 兄弟姉妹

第六 前5号に掲げたる者に非ざる家族

第955条第2項の規定は前項の場合に之を準用す

第958条 同順位の扶養権利者数人あるときは各其需要に応して扶養を受くることを得
第956条但書の規定は前項の場合に之を準用す

第959条 扶養の義務は扶養を受くべき者か自己の資産又は労務に依りて生活を為すこと能はさるときにのみ存在す。自己の資産に依りて教育を受くること能はさるとき亦同し

兄弟姉妹間に在りては扶養の義務は扶養を受くる必要か之を受くべき者の過失に因らずして生したるときにのみ存在す。但扶養義務者か戸主なるときは此限に在らず

第960条 扶養の程度は扶養権利者の需要と扶養義務者の身分及び資力とに依りて之を定む

第961条 扶養義務者は其選択に従ひ扶養権利者を引取りて之を養ひ又は之を引取らずして生活の資料を給付することを要す。但正当の事由あるときは裁判所は扶養権利者の請求に因り扶養の方法を定むることを得

第962条 扶養の程度は方法か判決に因りて定まりたる場合に於て其判決の根拠と為りたる事情に変更を生したるときは当事者は其判決の変更又は取消を請求することを得

第963条 扶養を受くる権利は之を処分することを得ず

第5編 相続

第1章 家督相続

第1節 総則

第964条 家督相続は左の事由に因りて開始す

- 一 戸主の死亡、隠居又は国籍喪失
- 二 戸主か婚姻又は養子縁組の取消に因り其家を去りたる時
- 三 女戸主の入夫婚姻又は入夫離婚

第965条 家督相続は被相続人の住所に於て開始す

第966条 家督相続回復の請求権は家督相続人又は其法定代理人か相続権侵害の事

実を知りたる時より5年間之を行わさるときは時効に因りて消滅す。相続開始の時より20年を経過したるとき亦同し

第967条 相続財産に関する費用は其財産中より之を支弁す。但家督相続人の過失に因るものは此限に在らず

前項に掲げたる費用は遺留分権利者か贈与の滅殺に因りて得たる財産を以て之を支弁することを要せず

第2節 家督相続人

第968条 胎児は家督相続に付いては既に生まれたるものと看做す

前項の規定は胎児か死体にて生まれたるときは之を適用せず

第969条 左に掲げたる者は家督相続人たることを得ず

一 故意に被相続人又は家督相続に付き先順位に在る者を死に致し又は死に致さんとしたる為め刑に処せられたる者

二 被相続人の殺害せられたることを知りて之を告発又は告訴せざりし者。但其者に是非の弁別なきとき又は殺害者か自己の配偶者若くは直系血族なりしときは此限に在らず

三 詐欺又は強迫に因り被相続人か相続に関する遺言を為し、之を取消し又は之を変更することを妨げたる者

四 詐欺又は強迫に因り被相続人をして相続に関する遺言を為さしめ、之を取消さしめ又は之を変更せしめたる者

五 相続に関する被相続人の遺言書を偽造、変造、毀滅又は蔵匿したる者

第970条 被相続人の家族たる直系卑属は左の規定に従ひ家督相続人と為る

一 親等の異なりたる者の間に在りては其近き者を先にす

二 親等の同じき者の間に在りては男を先にす

三 親等の同じき男又は女の間在りては嫡出子を先にす

四 親等の同じき嫡出子、庶子及び私生子の間に在りては嫡出子及び庶子は女と雖も之を私生子より先にす

五 前4号に掲げたる事項に付き相同しき者の間に在りては年長者を先にす

第836条の規定に依り又は養子縁組に因りて嫡出子たる身分を取消したる者は家督相続に付ては其嫡出子たる身分を取得したる時に生れたるものと看做す

第971条 前条の規定は第736条の適用を妨げず

第972条 第737条及び第738条の規定に依りて家族と為りたる直系卑属は嫡出子又は庶子たる他の直系卑属なき場合に限り第970条に定めたる順序に従ひて家督相続人と為る

第973条 法定の推定家督相続人は其姉妹の為にする養子縁組に因りて其相続権を害せらるることなし

第974条 第970条及び第972条の規定に依りて家督相続人たるべき者が家督相続の開始前に死亡し又は其相続権を失ひたる場合に於て其者に直系卑属あるときは其直系卑属は第970条及び第972条に定めたる順序に従ひ其者と同順位に於て家督相続人と為る

第975条 法定の推定家督相続人に付き左の事由あるときは被相続人は其推定家督相続人の廃除を裁判所に請求することを得

- 一 被相続人に対して虐待を為し又は重大なる侮辱を加へたること
- 二 疾病其他身体又は精神の状況に因り家政を執るに堪えざるべきこと
- 三 家名に汚辱を及ぼすべき罪に因りて刑に処せられたること
- 四 浪費者として準禁治産の宣告を受け改悛の望なきこと

此他正当の事由あるときは被相続人は親族会の同意を得て其廃除を請求することを得

第976条 被相続人が遺言を以て推定家督相続人を廃除する意思を表示したるときは遺言執行者は其遺言が効力を生じたる後遅滞なく裁判所に廃除の請求を為すことを要す。此場合に於て廃除は被相続人の死亡の時に遡りて其効力を生ず

第977条 推定家督相続人廃除の原因止みたるときは被相続人又は推定家督相続人は廃除の取消を裁判所に請求することを得

第975条第1項第1号の場合に於ては被相続人は何時にても廃除の取消を請求することを得

前2項の規定は相続開始の後には之を適用せず

前条の規定は廃除の取消に之を準用す

第978条 推定家督相続人の廃除又は其取消の請求ありたる後其裁判確定前に相続が開始したるときは裁判所は親族、利害関係人又は検事の請求に因り戸主権の行使及び遺産の管理に付き必要なる処分を命ずることを得。廃除の遺言ありたる時亦同じ

裁判所が管理人を選任したる場合に於ては第27条乃至第29条の規定を準用す

第979条 法定の推定家督相続人なきときは被相続人は家督相続人を指定することを得。此指定は法定の推定家督相続人あるに至りたる時は其効力を失ふ

家督相続人の指定は之を取消すことを得

前2項の規定は死亡又は隠居に因る家督相続の場合にのみ之を適用す

第980条 家督相続人の指定及び其取消は之を戸籍吏に届出づるに因りて其効力を生ず

第981条 被相続人が遺言を以て家督相続人の指定又は其取消を為す意思を表示した

るときは遺言執行者は其遺言の効力を生じたる後遅滞なく之を戸籍吏に届出つること要す。此場合に於て指定又は其取消は被相続人の死亡の時に遡りて其効力を生ず

第982条 法定又は指定の家督相続人なき場合に於て其家に被相続人の父あるときは父、父あらずるとき又は父か其意思を表示すること能はざるときは母、父母共にあらずるとき又は其意思を表示すること能はざるときは親族会は左の順序に従ひ家族中より家督相続人を選定す

- 第一 配偶者。但家女なるとき
- 第二 兄弟
- 第三 姉妹
- 第四 第1号に該当せざる配偶者
- 第五 兄弟姉妹の直系卑属

第983条 家督相続人を選定すへき者は正当の事由ある場合に限り裁判所の許可を得て前条に掲げる順序を変更し又は選定を為さざることを得

第984条 第982条の規定によりて家督相続人たる者なきときは家に或る直系尊属中親等の最も近き者家督相続人と為る。但親等の同じき者の間に在りては男を先にす

第985条 前条の規定に依りて家督相続人たる者なきときは親族会は被相続人の親族、家族、分家の戸主又は本家若くは分家の家族中より家督相続人を選定す

親族会は正当の事由ある場合に限り前2項の規定に拘はらず裁判所の許可を得て他人を選定することを得

第 3 節 家督相続の効力

第986条 家督相続人は相続開始の時より前戸主の有せし権利義務を承継す。但前戸主の一身に専属せるものはこの限りに在らず

第987条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は家督相続の特権に属す

第988条 隠居者及び入夫婚姻を為す女戸主は確定日付ある証書に依りて其財産を留保することを得。但家督相続人の遺留分に関する規定に違反することを得ず

第989条 隠居又は入夫婚姻に因る家督相続の場合に於ては前戸主の債権者は其前戸主に対して弁済の請求を為すことを得

入夫婚姻の取消又は入夫の離婚に因る家督相続の場合に於ては入夫か戸主たりし間に負担したる債務の弁済は其入夫に対して之を請求することを得

前2項の規定は家督相続人に対する請求を妨げず

第990条 国籍喪失者の家督相続人は戸主権及び家督相続の特権に属する権利のみを承継す。但遺留分及び前戸主が特に指定したる相続財産を承継することを妨げず

国籍喪失者が日本人に非されは享有することを得ざる権利を有する場合に於て1年内に之を日本人に譲渡さざるときは其権利は家督相続人に帰属す

第991条 国籍喪失に因る家督相続の場合に於ては前戸主の債権者は家督相続人に対しては其受けたる財産の限度に於てのみ弁済の請求を為すことを得

第2章 遺産相続

第1節 総則

第992条 遺産相続は家族の死亡に因りて開始す

第993条 第965条乃至第968条の規定は遺産相続に之を準用す

第2節 遺産相続人

第2節 遺産相続人

第994条 被相続人の直系卑属は左の規定に従ひ遺産相続人と為る

- 一 親等の異なりたる者に在りては其近き者を先にす
- 二 親等の同じき者は同順位に於て遺産相続人と為る

第995条 前条の規定に依りて遺産相続人たるべき者か相続の開始前に死亡し又は其相続権を失ひたる場合に於て其者に直系卑属あるときは其直系卑属は前条の規定に従ひ其者と同順位に於て遺産相続人と為る

第996条 前2条の規定に依りて遺産相続人たるべき者なき場合に於て遺産相続を為すべき者の順位左の如し

- 第一 配偶者
- 第二 直系尊属
- 第三 戸主

前項第2号の場合に於ては第994条の規定を準用す

第997条 左に掲けたる者は遺産相続人たることを得ず

- 一 故意に被相続人又は遺産相続に付き先順位若くは同順位に在る者を死に致し又は死にいたさんとしたる為刑に処せられたる者
- 二 第969条第2号乃至第5号に掲けたる者

第998条 遺留分を有する推定遺産相続人か被相続人に対して虐待を為し又は之に重

大なる侮辱を加へたるときは被相続人は其推定遺産相続人の廃除を裁判所に請求することを得

第999条 被相続人は何時にても推定遺産相続人廃除の取消を裁判所に請求することを得

第1000条 第976条及び第978条の規定は推定遺産相続人の廃除及び其取消に之を準用す

第3節 遺産相続の効力

第1款 総則

第1001条 遺産相続人は相続開始の時より被相続人の財産に属せし一切の権利義務を承継す。但被相続人の一身に専属せしものは此限に在らず

第1002条 遺産相続人数人あるときは相続財産は其共有に属す

第1003条 各共同相続人は其相続分に応じて被相続人の権利義務を承継す

第2款 相続分

第1004条 同順位の相続人数人あるときは其各自の相続分は相均しきものとす。但直系卑属数人あるときは庶子及び私生子の相続分は嫡出子の相続分の2分の1とす

第1005条 第995条の規定に依りて相続人たる直系卑属の相続分は其直系尊属か受くへかりしものに同し。但直系卑属数人あるときは其各自の直系尊属か得くへかりし部分に付き前条の規定に従ひて其相続分を定む

第1006条 被相続人は前2条の規定に拘はらず遺言を以て共同相続人の相続分を定め又は之を定むることを第三者に委託することを得。但被相続人又は第三者は遺留分に関する規定に違反することを得ず

被相続人か共同相続人中の一人若くは数人の相続分のみを定め又は之を定めしめたるときは他の共同相続人の相続分は前2条の規定に依りて之を定む

第1007条 共同相続人中被相続人より遺贈を受け又は婚姻、養子縁組、分家、廃絶家再興の爲め若くは生計の資本として贈与を受けたる者あるときは被相続人か相続開始の時に於て有せし財産の価額に其贈与の価額を加へたるものを相続財産と看做し前3条の規定に依りて算定したる相続分の中より其遺贈又は贈与の価額を控除し其残額を以て其者の相続分とす

遺贈又は贈与の価額か相続分の価額に等しく又は之に越ゆるときは受遺者又は受贈者は其相続分を受くることを得す

被相続人か前2項の規定に異なりたる意思を表示したるときは其意思表示は遺留分に関する規定に反せざる範囲内に於て其効力を有す

第1008条 前条に掲けたる贈与の価額は受贈者の行為に因り其目的たる財産か滅失し又は其価額の増減ありたるときと雖も相続開始の当時仍ほ現状にて存するものと看做して之を定む

第1009条 共同相続人の一人か分割前に其相続分を第三者に譲渡したるときは他の共同相続人は其価額及び費用を償還して其相続分を譲受たることを得

前項に定めたる権利は1箇月内に之を行使することを要す

第3款 遺産の分割

第1010条 被相続人は遺言を以て分割の方法を定め又は定ることを第三者に委託することを得

第1011条 被相続人は遺言を以て相続開始の時より5年を超えざる期間内分割を禁ずることを得

第1012条 遺産に分割は相続開始の時に遡りて其効力を生ず

第1013条 各共同相続人は相続開始前より存する事由に付き他の共同相続人に対し売主と同じく其相続分に応して担保の責めに任す

第1014条 各共同相続人は其相続分に応し他の共同相続人か分割に因りて受けたる債権に付き分割の当時に於ける債務者の資力を担保す

弁済期に在らざる債権及び停止条件付債権に付ては各共同相続人は弁済を為すへき時に於ける債務者の資力を担保す

第1015条 担保の責に任する共同相続人中償還を為す資力なき者あるときは其償還すること能はざる部分は求償者及び他の資力ある者各其相続分に応して之を分担す。但求償者に過失あるときは他の共同相続人に対して分担を請求することを得す

第1016条 前3条の規定は被相続人か遺言を以て別段の意思を表示したるときは之を適用せず

第3章 相続の承認及び放棄

第1節 総則

第1017条 相続人は自己の為に相続の開始ありたることを知りたる時より3箇月内に単純若くは限定の承認又は放棄を為すことを要す。但此期間は利害関係人又は検事の請求に因り裁判所に於て之を伸長することを得

相続人は承認又は放棄を為す前に相続財産の調査を為すことを得

第1018条 相続人が承認又は放棄を為さずして死亡したるときは前条第1項の期間は其者の相続人が自己の為に相続の開始ありたることを知りたる時より之を起算す

第1019条 相続人が無能力者なるときは第1017条第1項の期間は其法定代理人か無能力者の為に相続の開始ありたることを知りたる時より之を起算す

第1020条 法定家督相続人は放棄を為すことを得ず。但第984条に掲けたる者は此限に在らず

第1021条 相続人は其固有財産に於けると同一の注意を以て相続財産を管理することを要す。但承認又は放棄を為したるときは此限に在らず

裁判所は利害関係人又は検事の請求に因り何時にても相続財産の保存に必要な処分を命ずることを得

裁判所が管理人を選任したる場合に於ては第27条乃至第29条の規定を準用す

第1022条 承認及び放棄は第1017条第1項の期間内と雖も之を取消すことを得ず

前項の規定は第1編及び前編の規定に依りて承認又は放棄の取消を為すことを妨げず。但其取消権は追認を為すことを得る時より6箇月間之を行はざるときは時効に因りて消滅す承認又は放棄の時より10年を経過したるとき亦同し

第2節 承認

第1款 単純承認

第1023条 相続人が単純承認を為したるときは無限に被相続人の権利義務を承継す

第1024条 左に掲けたる場合に於ては相続人は単純承認を為したるものと看做す

一 相続人が相続財産の全部又は一部を処分したるとき。但保存行為及び第62条に定めたる期間を越えざる賃貸を為すは此限に在らず

二 相続人が第1017条第1項の期間内に限定承認又は放棄を為さざるとき

三 相続人が限定承認又は放棄を為したる後と雖も相続財産の全部若しくは一部を隠匿し、私に之を消費し又は悪意を以て之を財産目録中に記載せざるとき。但其相続人が放棄を為したるに因りて相続人と為りたる者が承認を為したる後は此限に在らず

第2款 限定承認

第1025条 相続人は相続に因りて得たる財産の限度に於てのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して承認を為すことを得

第1026条 相続人が限定承認を為さんと欲するときは第1017条第1項の期間内に財産目録を調製して之を裁判所に提出し限定承認を為す旨を申述することを要す

第1027条 相続人が限定承認を為したるときは其被相続人に対して有せし権利義務は消滅せしものと看做す

第1028条 限定承認者は其固有財産に於けると同一の注意を以て相続財産の管理を継続することを要す

第645条、第646条、第650条第1項、第2項及び第1021条第2項、第3項の規定は前項の場合に之を準用す

第1029条 限定承認者は限定承認を為したる後5日以内に一切の相続債権者及び受遺者に対し限定承認を為したること及び一定の期間内に其請求の申出を為すべき旨を公告することを要す。但其期間は2箇月を下ることを得す

第79条第2項及び第3項の規定は前項の場合に之を準用す

第1030条 限定承認者は前条第1項の期間満了前には相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことを得

第1031条 第1029条第1項の期間満了の後には限定承認者は相続財産を以て其期間内に申出てたる債権者其他知れたる債権者に各債権額の割合に応じて弁済を為すことを要す。但優先権を有する債権者の権利を害することを得す

第1032条 限定承認者は弁済期に至らざる債権と雖も前条の規定に依りて之を弁済することを要す

条件付債権又は存続期間の不確定なる債権は裁判所に於て選任したる鑑定人の評価に従ひて之を弁済することを要す

第1033条 限定承認者は前2条の規定に依りて各債権者に弁済を為したる後に非されは受遺者に弁済を為すことを得す

第1034条 前3条の規定に従ひて弁済を為すに付き相続財産の売却を必要とするときは限定承認者は之を競売に付することを要す。但裁判所に於て選任したる鑑定人の評価に従ひ相続財産の全部又は一部の価額を弁済して其競売を止むることを得

第1035条 相続債権者及び受遺者は自己の費用を以て相続財産の競売又は鑑定に参加することを得。此場合に於ては第260条第2項の規定を準用す

第1036条 限定承認者か第1029条に定めたる公告若しくは催告を為すことを怠り又は同条第1項の期間内に或債権者若しくは受遺者に弁済を為したるに因り他の債権者若しくは受遺者に弁済を為すこと能はざるに至りたるときは之に因りて生したる損害を賠償する責に任す。第1030条乃至第1033条の規定に違反して弁済を為したるとき亦同し。

前項の規定は情を知りて不当に弁済を受けたる債権者又は受遺者に対する他の債権者又は受遺者の求償を妨げず

第724条の規定は前2項の場合にも亦之を準用す

第1037条 第1029条第1項の期間内に申出てさりし債権者及び受遺者にして限定承認者に知れさりし者は残余財産に付てのみ其権利を行ふことを得。但相続財産に付き特別担保を有する者は此限に在らず

第3節 放棄

第1038条 相続の放棄を為さんと欲する者は其旨を裁判所に申述することを要す

第1039条 放棄は相続開始の時に遡りて其効力を生ず

数人の遺産相続人ある場合に於て其一人か放棄を為したるときは其相続分は他の相続人の相続分に応じて之に帰属す

第1040条 相続の放棄を為したる者は其放棄に因りて相続人と為りたる者か相続財産の管理を始むることを得るまで自己の財産に於けると同一の注意を以て其財産の管理を継続することを要す

第645条、第646条、第65条第1項、第2項及び第1021条第2項、第3項の規定は前項の場合に之を準用す

第4節 財産の分離

第1041条 相続債権者又は受遺者は相続開始の時より3箇月内に相続人の財産中より相続財産を分離せんことを裁判所に請求することを得。其期間満了の後と雖も相続財産か相続人の固有財産と混合せざる間亦同し

裁判所か前項の請求に因りて財産の分離を命したるときは其請求を為したる者は5日内に他の相続債権者及び受遺者に対し財産分離の命令ありたること及び一定の期間内に配当加入の申出を為すべき旨を公告することを要す。但其期間は2箇月を下ることを得ず

第1042条 財産分離の請求を為したる者及び前条第2項の規定に依りて配当加入の申出を為したる者は相続財産に付き相続人の債権者に先ちて弁済を受く

第1043条 財産分離の請求ありたるときは裁判所は相続財産の管理に付き必要なる処分

を命ずることを得

裁判所が管理人を選任したる場合に於ては第27条乃至第29条の規定を準用す

第1044条 相続人は単純承認を為したる後と雖も財産分離の請求ありたるときは爾後其固有財産に於けると同一の注意を以て相続財産の管理を為すことを要す。但裁判所に於て管理人を選任したるときは此限に在らず

第645条乃至第647条及び第650条第1項、第2項の規定は前項の場合に準用す

第1045条 財産の分離は不動産に付ては其登記を為すに非されは之を以て第三者に対抗することを得ず

第1046条 第34条の規定は財産分離の場合に之を準用す

第1047条 相続人は第1041条第1項及び第2項の期間満了前には相続債権者及び受遺者に対して弁済を拒むことを得

財産分離の請求ありたるときは相続人は第1041条第2項の期間満了の後相続財産を以て財産分離の請求又は配当加入の申出を為したる債権者及び受遺者に各其債権の割合に応じて弁済を為すことを要す。但優先権を有する債権者の権利を害することを得ず

第1032条乃至第1036条の規定は前項の場合に之を準用す

第1048条 財産分離の請求を為したる者及び配当加入の申出を為したる者は相続財産を以て全部の弁済を受たること能はざりし場合に限り相続人の固有財産に付き其権利を行ふことを得。此場合に於ては相続人の債権者は其者に先ちて弁済を受けることを得

第1049条 相続人は其固有財産を以て相続債権者若しくは受遺者に弁済を為し又は之に相当の担保を供して財産分離の請求を防止し又は其効力を消滅せしむることを得。但相続人の債権者か之に因りて損害を受くべきことを証明して意義を述べたるときは此限に在らず

第1050条 相続人が限定承認を為すことを得る間又は相続財産が相続人の固有財産と混合せざる間は其債権者は財産分離の請求を為すことを得

第304条、第1027条、第1029条乃至第1036条、第1043条乃至第1045条及び第1048条の規定は前項の場合に之を準用す。但第1029条に定めたる公告及び催告は財産分離の請求を為したる債権者之を為すことを要す

第5章 相続人の欠缺

第1051条 相続人あること分明ならざるときは相続財産は之を法人とす

第1052条 前条の場合に於ては裁判所は利害関係人又は検事の請求に因り相続財産

の管理人を選任することを要す

裁判所は遅滞なく管理人の選任を公告することを要す

第1053条 第27条乃至第29条の規定は相続財産の管理人に之を準用す

第1054条 管理人は相続債権者又は受遺者の請求あるときは之に相続財産の状況を報告することを要す

第1055条 相続人あること分明なるに至りたるときは法人は存立せさりしものと看做す。但管理人か其権限内に於て為したる行為の効力を妨げず

第1056条 管理人の代理権は相続人か相続の承認を為したる時に於て消滅す
前項の場合に於ては管理人は遅滞なく相続人に対して管理の計算を為すことを要す

第1057条 第1052条第2項に定めたる公告ありたる後2箇月内に相続人あること分明なるに至らざるときは管理人は遅滞なく一切の相続債権者及び受遺者に対し一定の期間内に其請求の申出を為すべき旨を公告することを要す。但其期間は2箇月を下ることを得ず

第79条第2項、第3項及び第1030条ないし第1037条の規定は前項の場合に之を準用す。但第1034条但書の規定は此限に在らず

第1058条 前条第1項の期間満了の後仍ほ相続人あること分明ならざるときは裁判所は管理人又は検事の請求に因り相続人あらは一定の期間内に其権利を主張すべき旨を公告することを要す。但其期間は1年を下ることを得ず

第1059条 前条の期間内に相続人たる権利を主張する者なきときは相続財産は国庫に帰属す。此場合に於ては第1056条第2項の規定を準用す

相続債権者及び受遺者は国庫に対して其権利を行ふことを得ず

第6章 遺言

第1節 総則

第1060条 遺言は本法に定めたる方式に従ふに非されは之を為すことを得ず

第1061条 満15年に達したる者は遺言を為すことを得

第1062条 第4条、第9条、第12条及び第14条の規定は遺言には之を適用せず

第1063条 遺言者は遺言を為す時に於て其能力を有することを要す

第1064条 遺言者は包括又は特定の名義を以て其財産の全部又は一部を処分すること

を得。但遺留分に関する規定に違反することを得ず

第1065条 第968条及び第969条の規定は受遺者に之を準用す

第1066条 被後見人か後見の計算終了前に後見人又は其配偶者若くは直系卑属の利益と為るべき遺言を為したるときは其遺言は無効とす

前項の規定は直系血族、配偶者又は兄弟姉妹か後見人たる場合には之を適用せず

第2節 遺言の方式

第1款 普通方式

第1067条 遺言は自筆証書、公正証書又は秘密証書に依りて之を為すことを要す。但特別方式に依ることを許す場合は此限に在らず

第1068条 自筆証書に依りて遺言を為すには遺言者其全文、日付及び氏名を自書し之に捺印することを要す

自筆証書中の挿入、削除其他の変更は遺言者其場所を指示し之を変更したる旨を付記して特に之に署名し且其変更の場所に捺印するに非されは其効なし

第1069条 公正証書に依りて遺言を為すには左の方式に従ふことを要す

一 証人2人以上の立会あること

二 遺言者か遺言の趣旨を公証人に口授すること

三 公証人か遺言者の口述を筆記し之を遺言者及び証人に読聞かすこと

四 遺言者及び証人か筆記の正確なることを承認したる後各自之に署名、捺印すること。但遺言者か署名すること能はざる場合に於ては公証人其事由を付記して署名に代ふることを得

五 公証人か其証書は前4号に掲けたる方式に従ひて作りたるものなる旨を付記して之に署名、捺印すること

第1070条 秘密証書に依りて遺言を為すには左の方式に従ふことを要す

一 遺言者か其証書に署名、捺印すること

二 遺言者か其証書を封し証書に用ゐたる印象を以て之に封印すること

三 遺言者か公証人一人及び証人2人以上の前に封書を提出して自己の遺言者なる旨及び其筆者の氏名、住所を申述すること

四 公証人か其証書提出の日付及び遺言者の申述を封紙に記載したる後遺言者及び証人と共に之に署名、捺印すること

第1068条第2項の規定は秘密証書に依る遺言に之を準用す

第1071条 秘密証書に依る遺言は前条に定めたる方式に欠くるものあるも第1068条の方式を具備するときは自筆証書に依る遺言として其効力を有す

第1072条 言語を発すること能はざる者か秘密証書に依りて遺言を為す場合に於ては遺言者は公証人及び証人の前に於て其証書は自己の遺言書なる旨並に其筆者の氏名、住所を封紙に自書して第1070条第1項第3号の申述に代ふることを要す

公証人は遺言者か前項に定めたる方式を踏みたる旨を封紙に記載して申述の記載に代ふることを要す

第1073条 禁治産者か本心に復したる時に於て遺言を為すには医師2人以上の立会あることを要す

遺言に立会ひたる医師は遺言者か遺言を為す時に於て心神喪失の状況に在らざりし旨を遺言書に付記して之に署名、捺印することを要す。但秘密証書に依りて遺言を為す場合に於ては其封紙に右の記載及び署名、捺印を為すことを要す

第1074条 左に掲げたる者は遺言の証人又は立会人たることを得ず

- 一 未成年者
 - 二 禁治産者及び準禁治産者
 - 三 剥奪公権者及び停止公権者
 - 四 遺言者の配偶者
 - 五 推定相続人、受遺者及び其配偶者並に直系血族
 - 六 公証人と家を同じくする者及び公証人の直系血族並に筆生、雇人
- (注)「筆生」とは、文字を書き写すことを役目・職業とする人。

第1075条 遺言は2人以上同一の証書を以て之を為すことを得ず

第2款 特別方式

第1076条 疾病其他の事由に因りて死亡の危急に迫りたる者か遺言を為さんと欲するときは証人3人以上の立会を以て其一人に遺言の趣旨を口授して之を為すことを得。此場合に於ては其口授を受けたる者之を筆記して遺言者及び他の証人に読聞かせ各証人其筆記の正確なることを承認したる後之に署名、捺印することを要す

前項の規定に依りて為したる遺言は遺言の日より20日以内に証人の一人又は利害関係人より裁判所に請求して其確認を得るに非されは其効なし

裁判所は遺言か遺言者の真意に出でたる心証を得るに非されは之を確認することを得ず

第1077条 伝染病の為め行政処分を以て交通を遮断したる場所に在る者は警察官一人及び証人一人以上の立会を以て遺言書を作ることを得

第1078条 従軍中の軍人及び軍属は将校又は相当官一人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることを得。若し将校及び相当官か其場所に在らざるときは準士官又は下士一人を以て之に代ふることを得

従軍中の軍人又は軍属か疾病又は傷病の為め病院に在るときは其院の医師を以て前項に掲けたる将校又は相当官に代ふることを得

第1079条 従軍中疾病、傷病其他の事由に因りて死亡の危念に迫りたる軍人及び軍属は証人2人以上の立会を以て口頭にて遺言を為すことを得

前項の規定に従ひて為したる遺言は証人其趣旨を筆記して之に署名、捺印し且証人の一人又は利害関係人より遅滞なく理事又は主理に請求して其確認を得るに非されは其効なし

第1076条第3項の規定は前項の場合に之を準用す

(注)「理事」とは、陸軍法務官をいい、「主理」とは海軍法務官をいう。(近藤英吉『判例遺言法』88頁)

第1080条 艦船中に在る者は軍艦及び海軍所属の船舶に於ては将校又は相当官一人及び証人2人以上其他の船舶に於ては船長又は事務員一人及び証人2人以上の立会を以て遺言書を作ることを得

前項の場合に於て将校又は相当官か其艦船中に在らざるときは準士官又は下士一人を以て之に代ふることを得

第1081条 第1079条の規定は艦船遭難の場合に之を準用す。但海軍の所属に非ざる船舶中に在る者か遺言を為したる場合に於ては其確認は之を裁判所に請求することを要す

第1082条 第1077条、第1078条及び第1080条の場合に於ては遺言者、筆者、立会人及び証人は各自遺言書に署名、捺印することを要す

第1083条 第1077条乃至第1081条の場合に於て署名又は捺印すること能はざる者あるときは立会人又は証人は其事由を付記することを要す

第1084条 第1068条第2項及び第1073条乃至第1075条の規定は前8条の規定に依る遺言に之を準用す

第1085条 前9条の規定に依りて為したる遺言は遺言者か普通方式に依りて遺言を為すことを得るに至りたる時より6箇月間生存するときは其効なし

第1086条 日本の領事の駐在する地に在る日本人か公正証書又は秘密証書に依りて遺言を為さんと欲するときは公証人の職務は領事之を行ふ

第3節 遺言の効力

第1087条 遺言は遺言者の死亡の時より其効力を生ず

遺言に停止条件を付したる場合に於て其条件か遺言者の死亡後に成就したるときは遺

言は条件成就の時より其効力を生ず

第1088条 受遺者は遺言者の死亡後何時にても遺贈の放棄を為すことを得
遺贈の放棄は遺言者の死亡の時に遡りて其効力を生ず

第1089条 遺贈義務者其他の利害関係人は相当の期間を定め其期間内に遺贈の承認
又は放棄を為すへき旨を受遺者に催告することを得。若し受遺者か其期間内に遺贈義務
者に対して其意思を表示せざるときは遺贈を承認したるものと看做す

第1090条 受遺者か遺贈の承認又は放棄を為さずして死亡したるときは其相続人は自己
の相続権の範囲内に於て承認又は放棄を為すことを得。但遺言者か其遺言に別段の意
思を表示したるときは其意思に従ふ

第1091条 遺贈の承認及び放棄は之を取消すことを得す
第1022条第2項の規定は遺贈の承認及び放棄に之を準用す

第1092条 包括受遺者は遺産相続人と同一の権利義務を有す

第1093条 受遺者は遺贈か弁済期に至らざる間は遺贈義務者に対して相当の担保を請
求することを得。停止条件付遺贈に付き其条件の成否未定の間亦同し

第1094条 受遺者は遺贈の履行を請求することを得る時より果実を取得す。但遺言者か
其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

第1095条 遺贈義務者か遺言者の死亡後遺贈の目的物に付き費用を出たしたるときは
第299条の規定を準用す
果実を収取する為めに出たしたる通常必要費は果実の価格を越えざる限度に於て其
償還を請求することを得

第1096条 遺贈は遺言者の死亡前に受遺者か死亡したるときは其効力を生せず
停止条件付遺贈に付ては受遺者か其条件の成就前に死亡したるとき亦同し。但遺言者
か其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

第1097条 遺贈か其効力を生せざるとき又は放棄に因り其効力なきに至りたるときは受遺
者か受くへかりしものは相続人に帰属す。但遺言者か其遺言に別段の意思を表示したると
きは其意思に従ふ

第1098条 遺贈は其目的たる権利か遺言者の死亡の時に於て相続財産に属せざるとき
は其効力を生せず。但其権利か相続財産に属せざることあるに拘はらず之を以て遺贈の
目的と為したるものと認むべきときは此限に在らず

第1099条 相続財産に属せざる権利を目的とする遺贈か前条但書の規定に依りて有効なるときは遺贈義務者は其権利を取得して之を受遺者に移転する義務を負ふ。若し之を取得すること能はざるか又は之を取得するに付き過分の費用を要するときは其価額を弁償することを要す。但遺言者か其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

第1100条 不特定物を以て遺贈の目的と為したる場合に於て受遺者か追奪を受けたるときは遺贈義務者は之に対して売主と同じく担保の責に任す

前項の場合に於て物に瑕疵ありたるときは遺贈義務者は瑕疵なき物を以て之に代ふることを要す

第1101条 遺言者か遺贈の目的物の滅失若くは変造又は其占有の喪失に因り第三者に対して償金を請求する権利を有するときは其権利を以て遺贈の目的と為したるものと推定す

遺贈の目的物か他の物と付合又は混和したる場合に於て遺言者か第243条乃至第245条の規定に依り合成物又は混和物の単独所有者又は共有者と為りたるときは其全部の所有権又は共有権を以て遺贈の目的と為したるものと推定す

第1102条 遺贈の目的たる物又は権利か遺言者の死亡の時に於て第三者の権利の目的たるときは受遺者は遺贈義務者に対し其権利を消滅せしむべき旨を請求することを得す。但遺言者か其遺言に反対の意思を表示したるときは此限に在らず

第1103条 債権を以て遺贈の目的と為したる場合に於て遺言者か弁済を受け且其受取りたる物か尚ほ相続財産中に存するときは其物を以て遺贈の目的と為したるものと推定す

金銭を目的とする債権に付ては相続財産中に其債権額に相当する金銭なきときと雖も其金額を以て遺贈の目的と為したるものと推定す

第1104条 負担付遺贈を受けたる者は遺贈の目的の価額を超えざる限度に於てのみ其負担したる義務を履行する責に任す

受遺者か遺贈の放棄を為したるときは負担の利益を受くべき者自ら受遺者と為ることを得。但遺言者か其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

第1105条 負担付き遺贈の目的の価額か相続の限定承認又は遺留分回復の訴に因りて減少したるときは受遺者は其減少の割合に応して其負担したる義務を免る。但遺言者か其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

第4節 遺言の執行

第1106条 遺言書の保管者は相続の開始を知りたる後遅滞なく之を裁判所に提出して其検認を請求することを要す。遺言書の保管者なき場合に於て相続人か遺言書を発見した

る後亦同じ

前項の規定は公正証書に依る遺言には之を適用せず

封印ある遺言書は裁判所に於て相続人又は其代理人の立会を以てするに非されは之を開封することを得ず

第1107条 前条の規定に依りて遺言書を提出することを怠り、其検認を経ずして遺言を執行し又は裁判所外に於て其開封を為したる者は200円以下の過料に処せらる

第1108条 遺言者は遺言を以て一人又は数人の遺言執行者を指定し又は其指定を第三者に委託することを得

遺言執行者指定の委託を受けたる者は遅滞なく其指定を為して之を相続人に通知することを要す

遺言執行者指定の委託を受けたるか其委託を辞せんとするときは遅滞なく其旨を相続人に通知することを要す

第1109条 遺言執行者か就職を承諾したるときは直ちに其任務を行ふことを要す

第1110条 相続人其他の利害関係人は相当の期間を定め其期間内に就職を承諾するや否やを確答すへき旨を遺言執行者に催告することを得。若し遺言執行者か其期間内に相続人に対して確答を為さざるときは就職を承諾したるものと看做す

第1101条 無能力者及び破産者は遺言執行者たることを得ず

第1112条 遺言執行者なきとき又は之なきに至りたるときは裁判所は利害関係人の請求に因りて之を選任することを得

前項の規定に依りて選任したる遺言執行者は正当の理由あるに非されは就職を拒むことを得ず

第1113条 遺言執行者は遅滞なく相続財産の目録を調製して之を相続人に交付することを要す

遺言執行者は相続人の請求あるときは其立会を以て財産目録を調製し又は公証人をして之を調製せしむることを要す

第1114条 遺言執行者は相続財産の管理其他遺言の執行に必要な一切の行為を為す権利義務を有す

第644条乃至第647条及び第650条の規定は遺言執行者に之を準用す

第1115条 遺言執行者ある場合に於て相続人は相続財産を処分し其他遺言の執行を妨ぐへき行為を為すことを得

第1116条 前3項の規定は遺言か特定財産に関する場合に於ては其財産に付てのみ之を適用す

第1117条 遺言執行者は之を相続人の代理人と看做す

第1118条 遺言執行者は已むことを得ざる事由あるに非されは第三者をして其任務を行はしむることを得ず。但遺言者か其遺言に反対の意思を表示したるときは此限に在らず
遺言執行者か前項但書の規定に依り第三者をして其任務を行はしむる場合に於ては相続人に対し第5条に定めたる責任を負ふ

第1119条 数人の遺言執行者ある場合に於ては其任務の執行は過半数を以て之を決す。但遺言書か其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ
各遺言執行者は前項の規定に拘はらず保存行為を為すことを得

第1120条 遺言執行者は遺言に報酬を定めたる時に限り之を受くることを得
裁判所に於て遺言執行者を選任したるときは裁判所は事情に依り其報酬を定むることを得
遺言執行者か報酬を受くべき場合に於ては第648条第2項及び第3項の規定を準用す

第1121条 遺言執行者か其任務を怠りたる時其他正当の事由あるときは利害関係人は其解任を裁判所に請求することを得
遺言執行者は正当の事由あるときは就職の後と雖も其任務を辞することを得

第1122条 第654条及び第655条の規定は遺言執行者の任務か終了したる場合に之を準用す

第1123条 遺言の執行に関する費用は相続財産の負担とす。但之に因りて遺留分を減することを得ず

第5節 遺言の取消

第1124条 遺言者は何時にても遺言の方式に従ひて其遺言の全部又は一部を取消すことを得

第1125条 前の遺言と後の遺言と抵触するときは其抵触する部分に付ては後の遺言を以て前の遺言を取消したるものと看做す
前項の規定は遺言と遺言後の生前処分其他の法律行為と抵触する場合に之を準用す

第1126条 遺言者か故意に遺言書を毀滅したるときは毀滅したる部分に付ては遺言を取消したるものと看做す。遺言者か故意に遺贈の目的物を毀滅したるとき亦同し

第1127条 前3条の規定に依りて取消されたる遺言は其取消の行為か取消され又は効力を生ぜざるに至りたる時と雖も其効力を回復せず。但其行為か詐欺又は強迫に因る場合は此限に在らず

第1128条 遺言者は其遺言の取消権を放棄することを得ず

第1129条 負担付遺贈を受けたる者か其負担したる義務を履行せざるときは相続人は相当の期間を定めて其履行を催告し若し其期間内に履行なきときは遺言の取消を裁判所に請求することを得

第7章 遺留分

第1130条 法定家督相続人たる直系卑属は遺留分として被相続人の財産の半額を受く
此他の家督相続人は遺留分として被相続人の財産の3分の1を受く

第1131条 遺産相続人たる直系卑属は遺留分として被相続人の財産の半額を受く
遺産相続人たる配偶者又は直系尊属は遺留分として被相続人の財産の3分の1を受く

第1132条 遺留分は被相続人か相続開始の時に於て有せし財産の価額に其贈与したる財産の価額を加え其中より債務の全額を控除して之を算定す

条件付権利又は存続期間の不確定なる権利は裁判所に於て選定したる鑑定人の評価に従ひ其価格を定む

家督相続の特権に属する権利は遺留分の算定に関しては其価額を算入せず

第1133条 贈与は相続開始前1年間に為したるものに限り前条の規定に依りて其価額を算入す。1年前に為したるものと雖も当事者双方か遺留分権利者に損害を加ふることを知りて之を為したるとき亦同し

第1134条 遺留分権利者及び其承継人は遺留分を保全するに必要な限度に於て遺贈及び前条に掲げたる贈与の減殺を請求することを得

第1135条 条件付権利又は存続期間の不確定なる権利を以て贈与又は遺贈の目的と為したる場合に於て其贈与又は遺贈の一部を減殺すへきときは遺留分権利者は第1032条第2項の規定に依りて定めたる価格に従ひ直ちに其残部の価額を受贈者又は受遺者に給付することを要す

第1136条 贈与は遺贈を減殺したる後に非されは之を減殺することを得ず

第1137条 贈与は其目的の価額の割合に応じて之を減殺す。但遺言者か其遺言に別段の意思を表示したるときは其意思に従ふ

第1138条 贈与の減殺は後の贈与より始め順次に前の贈与に及ぶ

第1139条 受贈者は其返還すべき財産の外尚ほ減殺の請求ありたる日以後の果実を返還することを要す

第1140条 減殺を受くべき受贈者の無資力に因りて生したる損失は遺留分権利者の負担に帰す

第1141条 負担付贈与は其目的の価額中より負担の価額を控除したるものに付其減殺を請求することを得

第1142条 不相当の対価を以て為したる有償行為は当事者双方か遺留分権利者に損害を加ふることを知りて為したるものに限り之を贈与と看做す。此場合に於て遺留分権利者か其減殺を請求するときは其対価を償還することを要す

第1143条 減殺を受くべき受贈者か贈与の目的を他人に譲渡したるときは遺留分権利者に其価額を弁償することを要す。但譲受人か譲渡の当時遺留分権利者に損害を加ふることを知りたるときは遺留分権利者は之に対しても減殺を請求することを得

前項の規定は受贈者か贈与の目的の上に権利を設定したる場合に之を準用す

第1144条 受贈者及び受遺者は減殺を受くべき限度に於て贈与又は遺贈の目的の価額を遺留分権利者に弁償して返還の義務を免るることを得

前項の規定は前条第1項但書の場合に之を準用す

第1145条 減殺の請求権は遺留分権利者か相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈ありたることを知りたる時より1年間之を行はざるときは時効に因りて消滅す。相続開始の時より10年を経過したるとき亦同し

第1146条 第995条、第1004条、第1005条、第1007条及び第1008条の規定は遺留分に之を準用す

付則(明治35年法律第37号)

本法施行前に分家を為したる者の本家に在る直系卑属か意思能力を有せざるときは法定代理人之に代はり民法第737条第1項の規定に依りて分家の家族と為る手續を為すことを得

本法施行前に分家を為したる者の直系卑属にして民法第737条の規定に依り分家の家族と為りたる者に付ては同法第972条の規定を適用せず。但第三者か既に取得したる権利を害することを得ず

【付録】

日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律

昭和22年法律第74号

施行 昭和22年5月3日(附則1項)

失効 昭和23年1月1日(附則2項)

第1条 この法律は、日本国憲法の施行に伴い、民法について個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚する応急的措置を講ずることを目的とする。

第2条 妻又は母であることに基いて法律上の能力その他を制限する規定は、これを適用しない。

第3条 戸主、家族その他家に関する規定は、これを適用しない。

第4条 成年者の婚姻、離婚、養子縁組及び離縁については、父母の同意を要しない。

第5条 夫婦は、その協議で定める場所に同居するものとする。

2 夫婦の財産関係に関する規定で両性の本質的平等に反するものは、これを適用しない。

3 配偶者の一方に著しい不貞の行為があつたときは、他の一方は、これを原因として離婚の訴を提起することができる。

第6条 親権は、父母が共同してこれを行う。

2 父母が離婚するとき、又は父が子を認知するときは、親権を行う者は、父母の協議でこれを定めなければならない。協議が調わないとき、又は協議することができないときは、裁判所が、これを定める。

3 裁判所は、子の利益のために親権者を変更することができる。

第7条 家督相続に関する規定は、これを適用しない。

2 相続については、第8条及び第9条の規定によるの外、遺産相続に関する規定に従う。

第8条 直系卑属、直系尊属及び兄弟姉妹は、その順序により相続人となる。

2 配偶者は、常に相続人となるものとし、その相続分は、左の規定に従う。

一 直系卑属とともに相続人であるときは、3分の1とする。

二 直系尊属とともに相続人であるときは、2分の1とする。

三 兄弟姉妹とともに相続人であるときは、3分の2とする。

第9条 兄弟姉妹以外の相続人の遺留分の額は、左の規定に従う。

一 直系卑属のみが相続人であるとき、又は直系卑属及び配偶者が相続人であるときは、被相続人の財産の2分の1とする。

二 その他の場合は、被相続人の財産の3分の1とする。

第10条 この法律の規定に反する他の法律の規定は、これを適用しない。

附 則

1 この法律は、日本国憲法施行の日(昭和22年5月3日)からこれを施行する。

2 この法律は、昭和23年1月1日から、その効力を失う。

【利用上のご注意】

読みやすくする工夫として、旧親族法・旧相続法の原文表記の一部について以下のとおり変更した。行頭の字下げなどの配字は拘泥していない。大事な用件に際しては信頼できる資料（我妻栄編『旧法令集』など）に依拠して条文の一字一句を再確認していただきたい。

[変更点]

- (1) 漢数字を洋数字に変更した。ただし、熟語を構成している漢数字及び号番号は、漢数字を維持した。
- (2) 片仮名を平仮名に変更した。
- (3) 旧漢字を新漢字に変更した。その際、「个」を「箇」に変更し、「缺」を「欠」に変更したが、熟語である「欠缺」（けんけつ）の語は維持した。
- (4) 前段・後段、本文・ただし書のように、一つの規定の中で用言の終止形で終了する文を2つ以上設ける場合に限り、文と文の間に句点を付けて区切りを示した。

（編集者）

弁護士 村上 公一

神戸きらめき法律事務所

〒650-0033 神戸市中央区江戸町 98 番地の 1

TEL(078)326-0151 / FAX(078)326-0152

©2016 Kouichi MURAKAMI